

幼保連携型認定こども園

変更届添付書類一覧表

○：必須 △：適合により添付要

変更届が必要となる変更事項	届出書類	備考																		へ理事 本会の 明議事 録	
		ど様も式園第2号変更届届出連携型認定こ	ど様も式園第4号変更届届出連携型認定こ	幼稚園式利用第8号増加特 定申請教育・保育施	幼稚園式利用第9号変更届届出教育・保育施	施設式利用10号減少特 定届出教育・保育	表従業者の勤務体制及び形態一覽	職員に関する調書	位置図	事業所平面図	設備・備品等一覽表	配置図	経歴書	園則	施設に関する調書	に属するもの(※特定教育・保育施設に係るもの)	定款または寄付行為等	法人登記事項証明書	の賃貸借契約書の写し・土地建物	外部搬入に関する調書	外部搬入に関する契約書

園可・認定にかかる変更届出事項（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び同法施行規則第15条第2項並びに同規則第18条関係、大津市幼保連携型認定こども園の認可の手続等に関する規則）

1	設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○										○									○	※変更日より先に、あらかじめ提出
2	施設の名称及び所在地	○							△												○	※変更日より先に、あらかじめ提出 ※移転の場合は変更前協議のこと
3	保育を必要とする子どもに係る利用定員(2号と3号の利用定員に区分)	○					○			○	○	△			○						○	※変更日より先に、あらかじめ提出
4	保育を必要とする子ども以外に係る利用定員(満三歳未満と満三歳以上の者に係る利用定員に区分)	○					○			○	○	△			○						○	※変更日より先に、あらかじめ提出
5	園長	○						○					○								○	※変更日より先に、あらかじめ提出 ※園長資格要件を満たしていない場合は、「同等の資質を有する旨の選任理由書」を添付すること。
6	教育又は保育の目標及び主な内容	○																				※変更日より先に、あらかじめ提出 ※教育又は保育の目標及び主な内容がわかる書類を添付すること
7	認定こども園で実施する子育て支援事業	○																				※変更日より先に、あらかじめ提出 ※当該2号各号に掲げる事業のうち実施する事業（1～5） ※事業の内容が分かるもの（A'シート等）を添付すること
8	園地、園舎その他設備の規模及び構造ならびにその図面（基準に係る園舎、園庭、保育室等の面積、施設の設備変更）	○								○	○	△			○				△			※変更日より先に、あらかじめ提出 ※増設の場合は、必要に応じて消防用設備等検査済証、建築基準法による検査書の写しを提出すること ※新・旧図面 ※取得・工事を伴う場合は変更後の写真
9	園則	○												○								※変更日より先に、あらかじめ提出 ※新旧の園則及び新旧対照表を添付 ※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条各号に掲げる事項に限る。
10	開設の時期	○																				※変更日より先に、あらかじめ提出
11	給食の提供方法（外食購入や自園調理）	○								○										○	○	※変更日より先に、あらかじめ提出 ※図面については、調理室図面

設置書の変更届可・届出（施行規則第18条関係、大津市幼保連携型認定こども園の認可の手続等に関する規則）

1	設置者の変更の認可（施行規則第18条関係）		○																		○	※設置者の変更の日の1月前までに提出 ※その他、様式第4号に記載の書類を添付。
---	-----------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

特定教育・保育施設建設届内容変更届出事項（子ども・子育て支援法第35条第1項、同法施行規則第33条、大津子ども子育て支援法施行規則）

1	施設の名称、教育・保育施設の種別及び設置の場所				○				△													※変更のあった日から10日以内
2	設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名				○									○ (代表者)			○					※変更のあった日から10日以内
3	設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は案別等				○												○	○				※変更のあった日から10日以内 ※科目等で閲覧できる場合は不要（登記事項を除く）
4	建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要				○					○	○	△										※変更のあった日から10日以内 ※基準に係る園舎、園庭、保育室等の面積、施設の設備変更 ※新・旧図面
5	施設の管理者の氏名、生年月日及び住所				○								○									※変更のあった日から10日以内
6	運営規程（園則）				○									○								※変更のあった日から10日以内 ※新旧の園則及び新旧対照表を添付
7	当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特別施設型給付費の請求に関する事項				○																	※変更のあった日から10日以内
8	役員の氏名、生年月日及び住所				○											○ (役員)						※変更のあった日から10日以内

園届内容変更届出事項（子ども・子育て支援法第35条第2項、第32条第1項及び同法施行規則第31条、大津子ども子育て支援法施行規則）

1	利用定員の減少					○	○			○	○	△			○						○	※あらかじめ協議を行ったうえで、定員減少する日の3月前までに提出
2	利用定員の増加			○			○			○	○	△			○						○	※あらかじめ協議

※ 内容によって、複数の変更事項に重複して該当する場合があり得る。
例) 位置変更→使用する建物等も変わるので+建物その他設備の規模及び構造並びにその図面の変更及び運営規程の所在地に変更が生じるので、運営規程の変更にも該当。
例) 定員の増加→定員の変更及び運営規程の変更にも該当。